

「特殊詐欺被害撲滅のための共同宣言」を発出いたしました。

長野県警察および長野県内に本店を置く金融機関では、お客さまの大切なご預金を特殊詐欺被害からお守りするため、「特殊詐欺被害撲滅のための共同宣言」を発出いたしました。

当金庫もこの宣言に賛同し、お客さまの大切なご預金を特殊詐欺被害からお守りするための取組を行ってまいります。

「特殊詐欺被害撲滅のための共同宣言」の詳細につきましては、下記をご確認ください。

特殊詐欺撲滅のための共同宣言

私たちは、特殊詐欺から、お客様の大切な財産をお守りするため、

お客様の利用状況に応じた A T M
の利用制限の実施

A T Mコーナーにおける携帯電話
の利用自粛の呼び掛け

お客様自身による利用限度額の
引下げの呼び掛け

窓口におけるお客様への声掛け
と警察と連携した対応

を推進し、長野県内の特殊詐欺撲滅に向けて
取り組んでいくことをここに宣言します。

令和3年12月14日

飯田信用金庫

株式会社八十二銀行、株式会社長野銀行、長野信用金庫

松本信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫

アルプス中央信用金庫、長野県信用組合

長野県労働金庫、長野県 J A バンク、長野県警察